

春日部市行政手続条例の一部を改正する条例

春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の章、条又は項に対応する改正前の欄の章、条又は項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の章、条又は項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第4章 行政指導（第30条—<u>第35条の2</u>）</p> <p><b>第4章の2 処分等の求め（第35条の3）</b></p> <p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>（7）市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律等及び<u>条例等をいう。以下同じ。</u>）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>（許認可等の権限に関連する行政指導）</p> <p>第33条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下<u>この条及び次条第2項</u>において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使する旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第34条</p> <p><b>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする</b></p>	<p>目次</p> <p>第4章 行政指導（第30条—<u>第35条</u>）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条</p> <p>（7）市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律等及び<u>条例等をいう。</u>）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>（許認可等の権限に関連する行政指導）</p> <p>第33条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下<u>この条</u>において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使する旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第34条</p>

際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

<p>場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分又は行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</p> <p>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>
---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(春日部市税条例の一部改正)
- 2 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。  
(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(春日部市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2</p> <p>2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第<u>4項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第<u>3項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>	<p>(春日部市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2</p> <p>2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第<u>3項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第<u>2項</u>及び第35条の規定は、適用しない。</p>

(春日部市都市計画税条例の一部改正)

3 春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(春日部市行政手続条例の適用除外) 第7条 2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。	(春日部市行政手続条例の適用除外) 第7条 2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。

(春日部市国民健康保険税条例の一部改正)

4 春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(春日部市行政手続条例の適用除外) 第25条 2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第3項及び第35条の規定は、適用しない。	(春日部市行政手続条例の適用除外) 第25条 2 春日部市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。